

昭和四十五年十二月七日提出
質 問 第 一 号

厚生年金ホームの入居料の大幅値上げと私信の不当取扱い等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十五年十二月七日

提出者 松 平 忠 久

衆議院議長 船 田 中 殿

厚生年金ホームの入居料の大幅値上げと私信の不当取扱い等に関する質問主意書

昭和四十五年十一月十一日物価問題等に関する特別委員会において、武部文委員の質問に関連し、その後、福島県における老人ホームにおいても不当行為が行なわれていることが発見されたので、次の事項につき質問したい。

一 入居料の値上げについて

本年度における政府の物価政策は、昨年比四・八パーセントに押えるとの政策を公表し、最近に至り、七パーセント以内に押える方針に改めた。しかるに厚生団所管の老人ホームの入居料は本年十月一日より月額二千七百五十円という二十パーセント以上の大幅値上げを断行している。

老人ホームの入居料は昭和三十九年頃より毎年値上げされ、今日に及んでいるが、一昨年ま

では月額一千円以内の値上げであり、昨年初めて一千円台を超過する値上げが行なわれた。

本年の値上げは全く非常識であるので、これを昭和三十九年度における値上げのごとく、再検討の上適当な額に引下げる考えはないかどうか。

二 所長の老人に対する態度について

今回の入居料値上げの際、ホームに収容されている老人を集め、所長が理由の説明を行ない、その了解を得ることに努めてきたと思うが、長野市における老人ホームの場合には、所長は「この値上げに不服の者は出て行つて頂くより致し方がない」などと発言した事実がある。

物質的にも、精神的にも、恵まれない孤独な老人に対し、このような発言をする所長は、平素から、そのような官僚的な態度であることが伺われるように思う。これに対しては「嚴重注意」などの措置ではなく、もつと嚴重な措置をとるべきだと思う。次項の件ともあわせて考慮の上御回答願いたい。

三 私信に対する所長の取扱いについて

冒頭の委員会において広島の老人ホームから、長野の老人ホームの友の会宛に発信された私信が著しく遅延して本人に手渡され、その間開封された点（朝日新聞記者に対して所長が語っている）に関して質問があり、再調査を厚生団の太宰理事長が口約された。

しかるに福島の高人ホームからの連絡によると同ホームにおいても次のことが発生している。

イ 長野の高人ホームの者から福島の老人ホームの者に発送した十月十日付の速達の手紙一通が十一月五日午前九時に所長を通じて渡されている。

ロ また同様の十月十七日付の親展の手紙と同封の新聞切抜きも十一月五日に所長から渡されている。

ハ その他函館の高人ホームから五通、広島の高人ホームから三通、熱海の高人ホームから四

通の手紙が十月中に発送されているが、これら十二通の手紙は長野の老人ホームからの二通を含めて、全部が十一月五日午前九時に、収容老人との懇談会の席上において渡されている。

このような行為は憲法違反であり、所長のやるべき行為ではない。

以上の各項につき調査の上当局の考えを含め、すみやかに御回答願いたい。

右質問する。